

国際交流委員会ニュース No.6

編集責任：国際交流委員会

団員名簿（役職等は訪問当時）
 団長 矢吹公敏（日弁連国際交流委員会副委員長）
 副団長 上柳敏郎（日弁連国際室室長）
 事務局長 田中みどり（日弁連国際交流委員会委員）
 団員 赤羽 貴、相馬 卓、上野攝津子
 宮家俊治、田邊正紀、池内雅利
 （以上日弁連国際交流委員会委員）

ウズベキスタン司法調査報告

上野攝津子（第一東京弁護士会）

1 司法制度調査を行うことになった契機

日弁連では、2002年10月18日から26日まで中央アジアのウズベキスタン共和国（Republic of Uzbekistan）を訪問し、同国の司法制度調査を行った。今回の調査は、国際交流委員会副委員長の矢吹公敏先生がウズベキスタン共和国弁護士会タシケント支部長のイジャンハノフ女史から調査を打診されたことを契機としている。日弁連では、これまでベトナム、カンボジア、ラオス等、主に東南アジアの国を対象として法支援を行ってきたが、今回のウズベキスタン共和国は、これまでとは異なり、中央アジアに位置し、約10年前まではソビエト連邦の一部であった（そのため、公用語のウズベク語よりロシア語のほうが通用している）等、政治体制、宗教等、従来とは大きく異なる国であり、団員も同国を訪問するのは今回が初めての者がほとんどであるため、出発前から期待が膨らんだ。



ウズベキスタン弁護士会タシケント支部にて

2 ウズベキスタンの弁護士及び弁護士会

ウズベキスタンの法制度調査は、まず同国弁護士会タシケント支部の訪問から始まった。市内の古い雑居ビルにあるオフィスは狭く、団員9名が入るとかなり窮屈であった。現在73歳のヤクホク会長とイジャンハノフ女史の歓迎を受けた。団員は、ウズベキスタンの弁護士制度を理解するためいろいろな質問をしたが、使用した言語が英語・ロシア語のうえ、法制的知識のない通訳を介していたためコミュニケーションが隔靴掻痒という感じで、彼らの説明を理解できない点が多々あった。

同国の弁護士制度で印象に残っているのは、弁護士自治が確立しておらず、司法省が弁護士の任免権・懲戒権を有していること、弁護士の平均的収入が非常に低いこと、弁護士会は任意団体であり、弁護士会に加入していない弁護士が多数いるという点である。特に収入が、月平均3万スム（約30米ドル弱）というのには驚かされた。物価が低いからそれでも生活していけるのかとも思ったが、タシケントの街で一般の人たちが食事をするカフェテリアで昼食をとった際、約3〜4米ドルかかったので月収30米ドルでは生活が苦しいだろうと実感された。また、最

護士は当事者と共に机のない席に座るのに対し、民事裁判所であるにもかかわらず検察官の席が立派な机とともに一段高い位置にあるのが印象に残った。このような法廷内の様子からも弁護士の地位が法曹三者の中で一番低い扱いを受けているという実態がうかがわれる。ちょうど、日本で、明治・大正期に、弁護士が三百代言と言われていたことが想起された。なお、民事法廷に検察官の席があるのは、裁判官の汚職を監視するためだそうである。なにしろ裁判官の月収は弁護士より低い平均16米ドルということであるから、賄賂の誘惑は強いのだと思われる。

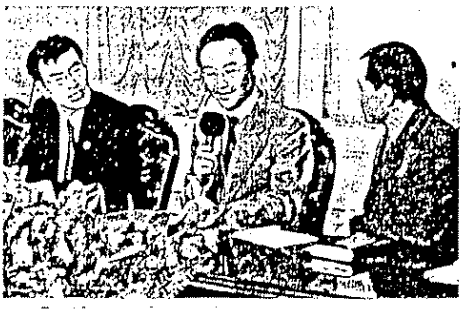
3 刑事裁判

ウズベキスタンの選任弁護人制度は、日本より進んでおり起訴前から弁護人が選任される。弁護人は、1回目の供述調書が取られた後には取調立会権を認められており、取調官の立ち会いなしの接見交通も認められている。タシケント市及び州刑事裁判所では、職業裁判官1名と2名の参審員により事件が審理される。参審員の任期は2年半で、事実認定、証拠の採否及び評価、その他法律問題ならびに量刑判断の全てに関与できる。日本でも参審制が論議されているので、機会があれば、この点をさらに調査して参考にしたい。

4 その他

世界経済外交大学国際法学部及びタシケント法科大学のリーガルクリニックも訪問した。両大学ともにリーガルクリニックに力を入れており、この活動は学生の間でも人気があるらしい。学生は、弁護士の指導を受けながら実際の事件を遂行するが、最近法律が改正されて、民事事件に限り学生が法廷で弁論を行えるようになったとのことである。学生達は優秀であり、英語に堪能な者も多くいたため、興味深く有意義な意見を交換することができた。

また、調査団一行は、日本から弁護士の調査団が来たということで、テレビのインタビューを受けた。このインタビューでは、日本の弁護士の地位、特に弁護士自治に質問が集中した。このようなことから、私達は弁護士会のイジャンハノフ女史をはじめとする同国の弁護士の弁護士自治獲得・弁護士の地位向上に対する熱意を強く感じた。



ウズベキスタン司法調査団主要行程

(2002年10月)

- 19～20日 ヒヴァ視察
- 21日 ウズベキスタン弁護士会タシケント支部
外国系法律事務所
ウズベキスタン最高経済裁判所
世界経済外交大学法学部リーガルクリニック
- 22日 タシケント法科大学・同大学リーガルクリニック
河東大使表敬
外国系法律事務所
タシケント刑事裁判所
- 23日 JICA現地事務所
ウズベキスタン司法省
- 24日 サマルカンド視察

5 社会見学

ほとんどの団員が初めてのウズベキスタン訪問となったため、調査日程でもお分りの通り、前後にヒヴァ、サマルカンドといった歴史的名所の見学も入っており、これがまた、まさに生きた社会調査となった。日弁連の法制度調査は、このように調査する訪問国の歴史や市民の生活を見て見聞を広めることも目的の一つとしている。その国のことを良く知ってこそ、真の意味の協力ができるという趣旨である。私は、個人的にはサマルカンドより、城壁に囲まれた町全体が世界遺産であるヒヴァのほうが落ち



サマルカンド視察

着いた雰囲気好みである。ただ、ヒヴァは砂漠地帯のオアシス都市であるため、水が貴重品で、昔の神学校を改修したホテルに泊まったのだが、部屋の蛇口からまず出てきたのは茶色い水であった。しかし、このような不便があるほうがかえって月の砂漠の世界に来たのだという実感がわいた。ウズベキスタンは旧社会主義国に多い警察国家で、街中でも多数の警官を見かけた。そのため、治安は比較的良く、タシケントやヒヴァでは夜でも外出することができた。半面、車で移動中も何回も検問があった。私達が、バス2台に分乗して移動中、1台は何にもないのに、もう1台は、数回検問で止められた。すぐ、何事もなく解放されたが、なぜ、あの車ばかりが……との疑問が残った（たぶん、乗っていたメンバーが怪しそだったのであろうか。そのメンバーがだれだかは、ご想像にお任せする）。

最後に、今回のウズベキスタン司法制度調査について報告書をまとめたので、興味のある方はご覧いただければ幸いです。

アセアン新規加盟国 I T 法制度整備支援調査報告

アセアン新規加盟国 I T 法整備支援プロジェクト・マネージャー 池内雅利 (第一東京弁護士会)

1 プロジェクトの目的

日弁連は、経済産業省の委託を受けて、アセアン新規加盟国(具体的には、カンボディア、ラオス、ミャンマー及びベトナム。以下「CLMV」)の I T 法制度整備の支援のための調査を昨年末受託した。

アセアンにおいては、e-ASEAN というプロジェクトが2000年から実行され、アセアン域内でのデジタル・デバイドを縮小した共通の I T 化を目指している。e-ASEAN のこのプロジェクトのテーマの一つに電子商取引の促進があり、そのための電子商取引関連の法規整備が各国に義務付けられているが、CLMVは、国家経済が発展途上にあり、同じアセアンといっても、シンガポールやマレーシアのような先進国と同レベルの I T 化を推進することは容易ではない。そこで、経済産業省は、この CLMV 各国の電子商取引関連の法整備に協力することを検討するため、CLMV 各国の I T 関連の法律がどのような状況になっているかを調査することを日弁連に委託した。経済産業省が日弁連を委託先として選んだ理由は、法律に関する調査であることと、日弁連が国際関係委員会等を通じて、すでにカンボディア、ラオス、ベトナムでの国際協力の実績がある

からである。

2 プロジェクトの内容

本来、このプロジェクトは、CLMV 各国での調査とカンントリー・レポートの作成及びそれを踏まえた CLMV 各国の関係者が参加したセミナーにより構成されていたが、イラク戦争等のためにセミナーは開催できなかったのが残念である。しかし、カンントリー・レポートは、資料も含め、非常に立派なものが高かった。この分野は日本国内に参考資料がほとんどなく、資料的価値も極めて高いものであると自負している。

3 プロジェクトの実行

本プロジェクトは、日弁連の国際交流委員会が中心となり、日弁連の国際司法支援活動への登録弁護士にも声をかけて、メンバーを募った。若手の弁護士を中心に20名ほどのメンバーが集まった。その中で、各国ごとに現地調査チームを編成し、調査を実行した。現地調査チームと調査日程は別表の通りである(敬称略)。

いずれも、経済産業省及び現地大使館等の協力も得て、充実した調査ができた。

4 ミャンマー調査

私は、ミャンマー・チームに入り、ミャンマーの調査に行った。ミャンマーは、これまで、日弁連の国際交流委員会が訪問したことのない国で、非常に興味があった。歴史的にも決して日本とは関係が薄くないのだが、軍事国家ということで、なんとなく違和感を感じていた。しかし、首都ヤンゴンに着いてみると、緑は豊かで人はやさしく、また、貧しい

調査チーム・日程・主要訪問先/調査先

(ベトナム2003年1月7~12日、20~25日)

園生一彦、富家俊治、佐久間寛夫、岩根桂典
商業省、郵便省、司法省、国家工業所有権庁、日本大使館、
最高人民裁判所、LEADCO 法律事務所、JICA

(カンボジア2003年1月6~11日)

矢吹公敏、三村まり子、木内秀行、田中光江
郵便省、日本大使館・日本企業、教育省、閣僚評議会
(NIDA)、司法省、商業省、JICA

(ミャンマー連邦:2003年1月27~31日)

池内雅利、田邊正紀、森井美穂
ミナミツアース、大使館、JICA、住友商事ヤンゴン事務所、
法律事務所、ミャンマー・ジャパンソフトウェア、ミャン
マー・ICTパーク、e-National Task Force、司法長官
府

(ラオス人民民主共和国:2003年2月3~6日)

相馬卓、村木武志、二関辰郎
JICA、科学技術環境庁(知的財産権・標準化・度量衡部、
ITセンター)、日本大使館、国際連合開発計画(UNDP)、
会計事務所(KPMG)、司法省、ヴィエンチャン特別市
地方裁判所、公共事業省、ラオス中央銀行、情報文化省、
商業貿易促進センター

ながらも大らかで非常に親しみを感じた。立法関係は発展途上であるが、I T に関しては、e-National Task Force というプロジェクトを立ち上げ、国家レベルで重点的に取り組んでいた。また、訪問時期がちょうど、ヤンゴンのミャンマー ICT パーク(I T 関係の産業集積地)の記念週間に当たり、いろいろな企業の展示ブースを見学できた。

弁護士としては、軍事体制について気になるところだが、市民生活にはそれほど不自由そうではなかった。ただし、アウン・サン・スーチー女史の家の前は通りは通行禁止だった。弁護士についても、結社の自由が制限され、弁護士会を形成できない状況であった。私達が訪問した女性弁護士(スーチー女史の友人でもある)が、私達に対し、「デモクラシー・ファースト」と熱く語った言葉は、身が引き締まる思いがし、生涯忘れないであろう。

裁と K K A I との共同により全国統一弁護士試験を、また、同年9月には K K A I が弁護士倫理試験を実施した。

J I C A の弁護士セクターにたいする支援内容としては、① K K A I を発展させて、弁護士に対する弁護士試験、登録、倫理規則等制定、懲戒権を司る弁護士「連合会」のようなものを設立することに、日弁連の経験を情報提供する、②裁判所での和解手続きについて、裁判官と弁護士に共通基盤を築くための研修会を支援する、などが考えられる。

3. 調査・協議結果要約

帰国後の協議をふまえて J I C A では、裁判官等の人材育成、判例情報へのアクセス改善、判例拘束性の確立、和解・調停の促進、上訴制度の改善を協力対象とし、具体的にはインドネシア最高裁への専門家(裁判官等)の短期派遣を通じて司法実務の現状把握と具体的協力内容を策定することとなった。また、昨年に引き続いてインドネシアおよび日本でのセミナー開催、上記課題に関連する研修等においては、下級裁判所、最高検察庁、法務人権省、弁護士会等からも参加対象とすることとなった。



「司法特別法廷の地裁系裁判所の様子」

インドネシア「司法改革支援」要請背景調査

湯川 将 (東京弁護士会)

国際協力事業団(JICA)は、インドネシア政府の要請を受けて、同国の司法改革の現状把握及び日本からの協力の方向性検討を目的に、要請背景調査団を派遣した。同調査は、昨年、法務省からの派遣に引き続き2年目でしたが、今年は裁判所および日弁連からも人選をとということでしたので、大阪弁護士会の池田裕彦氏と私が、1月26日から2月6日まで、参加いたしました。

主な訪問先は国家開発企画庁、最高裁判所、地方裁判所、商業特別法廷、弁護士会(複数)、弁護士事務所、その他関係機関でした。

1. 調査の概要

(1)調査団派遣の背景

インドネシアでは1997年の経済危機以降、司法改革の必要性が経済再生との関係で特に注目されるようになり、同国の2000~2004年の国家開発計画では、①法制度整備、②司法機関及び法執行機関の能力開発、③癒着・汚職・暴政主義及び人権侵害の排除、④憲法精神の向上を重点課題として掲げている。これらの課題に対しては、世界銀行をはじめオーストラリア、米国等の積極的な援助が進められている。

(2)司法改革

下級審裁判所の司法行政権は、現在、法務人権省の所管となっている。これを2004年度に、最高裁判所へ移行(いわゆる One-Roof Management Sys-

tem)することが重要課題である。

約60年前の日本での、司法省から最高裁判所への司法権の移行の経験について、インドネシア最高裁では非常に興味を持っているようであった。当時の方々は日本では弁護士として多数に健在のことと思われるので、ご講演をいただくことなども考えられるかもしれない。しかし、権限を失う法務人権省の強い抵抗が予想され、この点に日本が支援すればその権限争いに巻き込まれることが懸念される。

2. 弁護士制度の現状と課題

宗主国オランダに留学したインドネシア人が、1910年に初めて弁護士資格を取得した。インドネシアに初めての法学部が設立されたのは1924年のこと。弁護士資格は、法務人権省によって与えられる全国共通の advocate と、各地の高等裁判所によって与えられ、その管轄地域でのみ資格を認められる pangacara praktik、さらには、法廷立会をしない legal consultant 等に分かれている。複数の弁護士資格に重複登録しているなどのため、インドネシア全体の弁護士総数は不明である。現在は七つの任意団体たる弁護士会がある。多くの弁護士会は専属のスタッフを持っていない。

統一の弁護士倫理規定を制定することを目的として、2002年1月に、七つの弁護士会の代表者が K K A I という協議会を立ち上げた。同年4月には、最高